

令和4年度

倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

倉敷市監査委員

監 第 40 号

令和5年8月15日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市監査委員 井 上 計 二

倉敷市監査委員 濱 田 弘

倉敷市監査委員 三 村 英 世

倉敷市監査委員 塩 津 孝 明

令和4年度倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率並びに証書類を審査した結果、その意見は、次のとおりである。

目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審査の実施場所及び期間	1
第3	審査の着眼点及び方法	1
第4	審 査 の 結 果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	9
3	資金不足比率	11
	法適用企業	12
第5	審 査 意 見	13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、国の算定基準に基づいている。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの
「0.0」・・・該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」・・・負数又は減数

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和4年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和4年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年7月20日から令和5年8月15日まで

第3 審査の着眼点及び方法

審査に当たっては、倉敷市監査基準に準拠し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に適合して算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に適合して算定され、適正に作成されているものと認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一 般 会 計		実質赤字比率	連結	実質赤字比率	実	公	債	費	比	率	将	来	負	担	比	率	資	金	不	足	比	率	
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計																						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計		実質赤字比率	実	質	公	債	費	比	率	将	来	負	担	比	率	資	金	不	足	比	率	
		介護保険事業特別会計																						
		後期高齢者医療事業特別会計																						
	法適用企業	下水道事業会計				実	質	公	債	費	比	率	将	来	負	担	比	率	資	金	不	足	比	率
		水道事業会計																						
		市民病院事業会計																						
モーターボート競走事業会計																								
一部事務組合・広域連合	倉敷西部清掃施設組合				実	質	公	債	費	比	率	将	来	負	担	比	率	資	金	不	足	比	率	
	総社広域環境施設組合																							
	備南衛生施設組合																							
	高梁川東西用水組合																							
	八ヶ郷合同用水組合																							
	湛井十二箇郷組合																							
	四ヶ郷組合																							
	三ヶ村組合																							
	六ヶ郷組合																							
	西一郷半組合																							
	岡山県市町村総合事務組合																							
	岡山県後期高齢者医療広域連合																							
	備南水道企業団																							
岡山県南部水道企業団																								
岡山県広域水道企業団																								
地方公社 第三セクター等	倉敷市土地開発公社				実	質	公	債	費	比	率	将	来	負	担	比	率	資	金	不	足	比	率	
	一般財団法人倉敷市開発公社																							
	ふなおワイナリー有限会社																							
	岡山県信用保証協会																							
	一般財団法人倉敷市船穂農業公社																							

第三セクターのうち、要件に該当しない団体（債務補償契約を締結していない等）

- ・倉敷市開発ビル株式会社
- ・くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社
- ・社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団
- ・公益財団法人倉敷市文化振興財団
- ・公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会
- ・公益財団法人倉敷市保健医療センター

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△7.90)	— (△8.10)	— (0.20)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△43.03)	— (△38.97)	— (△4.06)	16.25	30.00
実質公債費比率	2.5	2.9	△0.4	25.0	35.0
将来負担比率	— (△7.7)	3.3	— (△11.0)	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。
将来負担比率については、将来負担額を充当可能な財源が上回っているため、「—」で表示した。
各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
当年度の実質公債費比率は 2.5％で、前年度に比べ 0.4ポイント改善し、早期健全化基準 (25.0％) を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

[早期健全化基準、財政再生基準の適用]

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

実質収支額は 89億3,070万円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。
参考としての比率を求めたところ △7.90%となり、前年度に比べ 0.20ポイント黒字の比率が低下している。

(単位：%、ポイント)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
本市の参考比率 A/B	△7.90	△8.10	0.20

(単位：千円、%)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	令和4年度	令和3年度		
一 般 会 計	8,921,091	10,438,489	△1,517,398	△14.5
一般会計等に属する特別会計	9,618	△1,022,958	1,032,576	100.9
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	9,618	13,328	△3,710	△27.8
住宅新築資金等貸付特別会計	—	△1,036,286	1,036,286	—
合 計 A	8,930,709	9,415,531	△484,822	△5.1
標準財政規模 B	112,923,732	116,122,915	△3,199,183	△2.8

※前年度末で住宅新築資金等貸付特別会計が廃止されている。

実質収支額の合計は 89億3,070万円で、前年度に比べ 4億8,482万円 (5.1%) の減少となっている。これは主として、一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
標準税収入額等	93,452,665	90,016,024	3,436,641	3.8
普通交付税額	14,962,896	15,077,248	△114,352	△0.8
臨時財政対策債	4,508,171	11,029,643	△6,521,472	△59.1
合 計	112,923,732	116,122,915	△3,199,183	△2.8

(注) 標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は、標準税収入額等 934億5,266万円、普通交付税額 149億6,289万円、臨時財政対策債 45億817万円の合計額 1,129億2,373万円である。標準財政規模は、前年度に比べ 31億9,918万円 (2.8%) 減少している。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

連結実質収支額等は 486億10万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ △43.03%となり、前年度に比べ 4.06ポイント黒字の比率が上昇している。

(単位：%、ポイント)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
本市の参考比率 (A+B) / C	△43.03	△38.97	△4.06

(単位：千円、%)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等		8,930,709	9,415,531	△484,822	△5.1
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	241,763	763,019	△521,256	△68.3
	介護保険事業特別会計	1,202,235	954,017	248,218	26.0
	後期高齢者医療事業特別会計	17,159	19,001	△1,842	△9.7
小 計 A		10,391,866	11,151,568	△759,702	△6.8
会 計 名		資 金 剰 余 額			
		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
法 適 用 企 業	下水道事業会計	2,686,679	2,749,359	△62,680	△2.3
	水道事業会計	5,342,214	5,609,724	△267,510	△4.8
	市民病院事業会計	1,871,384	1,123,655	747,729	66.5
	モーターボート競走事業会計	28,307,961	24,629,062	3,678,899	14.9
小 計 B		38,208,238	34,111,800	4,096,438	12.0
合 計 A+B		48,600,104	45,263,368	3,336,736	7.4
標準財政規模 C		112,923,732	116,122,915	△3,199,183	△2.8

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 33億3,673万円 (7.4%) の増加となっている。これは主として、モーターボート競走事業会計の資金剰余額が増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金（市債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金 A + 準元利償還金 B）} - \text{（特定財源 C + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D）}}{\text{（標準財政規模 E）} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D）}} \text{の 3か年平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

（単位：％、ポイント）

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
実質公債費比率（3か年平均）	2.5	2.9	△0.4

実質公債費比率算定の内訳は、次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
A 元利償還金	17,631,535	16,825,894	16,247,627
B 準元利償還金	6,846,264	7,449,348	7,472,092
C 特定財源	3,833,971	3,967,129	3,940,806
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	17,868,108	17,742,468	17,845,558
E 標準財政規模	112,923,732	116,122,915	111,246,341
単年度実質公債費比率	2.9	2.6	2.1

（注）令和元年度の単年度実質公債費比率は、4.1％である。

当年度の実質公債費比率は 2.5％で、前年度に比べ 0.4ポイント改善している。これは、3か年の平均値であり、当年度の単年度実質公債費比率 2.9％が、令和元年度の当該比率 4.1％を下回ったことによるものである。

(ア) 元利償還金、準元利償還金の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等)(注1)	17,631,535	16,825,894	805,641	4.8
準元利償還金(注2)	6,846,264	7,449,348	△603,084	△8.1
下水道事業会計	6,188,484	6,507,371	△318,887	△4.9
水道事業会計	6,559	3,887	2,672	68.7
市民病院事業会計	167,748	172,370	△4,622	△2.7
一部事務組合	13,539	29,778	△16,239	△54.5
公債費に準ずる債務負担行為額	273,243	102,174	171,069	167.4
満期一括償還地方債に係る年度割相当額ほか	196,691	633,768	△437,077	△69.0
合 計	24,477,799	24,275,242	202,557	0.8

(注1) 元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ 2億255万円(0.8%)の増加となっている。これは主として、元利償還金(一般会計等)が増加したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
国、県からの利子補給	72,518	118,248	△45,730	△38.7
貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金	8,710	14,364	△5,654	△39.4
公営住宅使用料	294,737	242,508	52,229	21.5
都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税	3,458,006	3,592,009	△134,003	△3.7
合 計	3,833,971	3,967,129	△133,158	△3.4

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は、前年度に比べ 1億3,315万円(3.4%)の減少となっている。これは主として、都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税が減少したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	15,162,169	15,480,321	△318,152	△2.1
密度補正により基準財政需要額に算入 された元利償還金及び準元利償還金 (注2)	150,622	141,312	9,310	6.6
事業費補正により基準財政需要額に算 入された公債費 (注3)	2,555,317	2,120,835	434,482	20.5
合 計	17,868,108	17,742,468	125,640	0.7

(注1) 臨時財政対策債や公防債、合併特例債の償還金が主なものである。

(注2) 一般会計出資債及び病院事業債の償還金である。

(注3) 下水道費や道路橋りょう費の市債償還金が主なものである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ1億2,564万円(0.7%)の増加となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額が減少したものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担額から充当可能な財源を差し引いた数値は 73億9,710万円のマイナスとなっているため、将来負担比率はない。

参考としての比率を求めたところ △7.7%となり、前年度に比べ 11.0 ポイント改善している。

（単位：%、ポイント）

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
将来負担比率 (A-B)/(C-D)	△7.7	3.3	△11.0

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
A 将来負担額	279,799,678	282,607,425	△2,807,747	△1.0
B 充当可能な財源 （基金・特定歳入等）	287,196,779	279,345,142	7,851,637	2.8
(A-B) 計	△7,397,101	3,262,283	△10,659,384	△326.7
C 標準財政規模	112,923,732	116,122,915	△3,199,183	△2.8
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	17,868,108	17,742,468	125,640	0.7
(C-D) 計	95,055,624	98,380,447	△3,324,823	△3.4

将来負担額から充当可能な財源を差し引いた数値は、前年度に比べ 106億5,938万円（326.7%）の減少となっている。これは将来負担額が減少したこと及び充当可能な財源が増加したことによるものである。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
市債の現在高	195,267,601	197,095,713	△1,828,112	△0.9
債務負担行為に基づく支出予定額	8,317,105	5,020,852	3,296,253	65.7
公営企業債等繰入見込額	54,269,083	59,400,968	△5,131,885	△8.6
組合等への負担等見込額	527,353	45,857	481,496	1,050.0
退職手当負担見込額	21,296,518	20,906,755	389,763	1.9
設立法人の負債額等負担見込額	122,018	137,280	△15,262	△11.1
合 計	279,799,678	282,607,425	△2,807,747	△1.0

将来負担額は2,797億9,967万円で、前年度に比べ28億774万円(1.0%)の減少となっている。これは主として、下水道事業に係る地方債の償還に充てるための公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (注1)	55,966,692	47,350,599	8,616,093	18.2
充当可能な特定歳入 (注2)	34,048,810	35,000,630	△951,820	△2.7
うち都市計画税	28,143,310	28,405,745	△262,435	△0.9
基準財政需要額へ算入される見込額 (注3)	197,181,277	196,993,913	187,364	0.1
合 計	287,196,779	279,345,142	7,851,637	2.8

(注1) 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注2) 市債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、市営住宅使用料及び都市計画税などを対象としている。

(注3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など28基金559億6,669万円、都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税などの特定歳入340億4,881万円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額1,971億8,127万円で、全体では2,871億9,677万円となっている。これを前年度と比べると78億5,163万円(2.8%)の増加となっている。これは主として、充当可能な基金が増加したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	経営健全化 基準
下水道事業会計	— (△33.76)	— (△34.26)	— (0.50)	20.0
水道事業会計	— (△70.47)	— (△73.51)	— (3.04)	
市民病院事業会計	— (△55.06)	— (△32.87)	— (△22.19)	
モーターボート競走事業会計	— (△38.30)	— (△31.19)	— (△7.11)	

(注) 資金不足比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

いずれの会計も資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

参考としての比率を求めたところ、下水道事業会計は △33.76%となり前年度に比べ0.50ポイント、水道事業会計は △70.47%となり前年度に比べ 3.04ポイントといずれも低下したが、市民病院事業会計は △55.06%となり前年度に比べ 22.19ポイント、モーターボート競走事業会計は △38.30%となり前年度に比べ 7.11ポイント上昇している。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	会計年度	A 負債等 (注1)	B 建設改良費等以外 の経費の財源 に充てるために 起こした地方債 の現在高	C 資産等 (注2)	D 解消可 能資金 不足額	資金剰余額	E 事業規模
下水道 事業会計	令和4年度	522,954	0	3,209,633	0	2,686,679	7,958,651
	令和3年度	667,996	0	3,417,355	0	2,749,359	8,024,492
	増減額	△145,042	0	△207,722	0	△62,680	△65,841
水道事業会計	令和4年度	2,042,681	0	7,384,895	0	5,342,214	7,580,997
	令和3年度	1,960,698	0	7,570,422	0	5,609,724	7,630,993
	増減額	81,983	0	△185,527	0	△267,510	△49,996
市民病院 事業会計	令和4年度	305,164	0	2,176,548	0	1,871,384	3,399,080
	令和3年度	319,359	0	1,443,014	0	1,123,655	3,418,787
	増減額	△14,195	0	733,534	0	747,729	△19,707
モーターボート競走 事業会計	令和4年度	4,802,203	0	33,110,164	0	28,307,961	73,919,356
	令和3年度	4,480,466	0	29,109,528	0	24,629,062	78,976,085
	増減額	321,737	0	4,000,636	0	3,678,899	△5,056,729

(注1) 負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

(注2) 資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

比率は次の算式によるが、各会計とも資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{負債等 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{資産等 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、下水道事業会計で 26億8,667万円となり前年度に比べ 6,268万円、水道事業会計で 53億4,221万円となり前年度に比べ 2億6,751万円減少したものの、市民病院事業会計で 18億7,138万円となり前年度に比べ 7億4,772万円、モーターボート競走事業会計で 283億796万円となり前年度に比べ 36億7,889万円増加している。

第5 審査意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字となっているため、将来負担比率については、将来負担額を充当可能な財源が上回っているため、数値として表示されない。

実質公債費比率については、当年度の単年度実質公債費比率が、令和元年度の当該比率を下回ったことにより、前年度と比較して 0.4 ポイント改善の 2.5%となっている。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額を生じていないため、数値として表示されない。

このように、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を、いずれも下回っている。また、当年度の将来負担比率については、将来負担額の減少と充当可能基金の増加により改善している。

今後においても、世代間の財政負担の公平性を念頭に置いて、健全化判断比率等の改善にもつながる負債の縮減や基金の確保に取り組むなど、更なる健全な財政運営、健全な企業経営に向けて一層の努力を期待するものである。